

「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集について

1 趣旨

令和 7 年 6 月 20 日に公布された「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律」(令和 7 年法律第 75 号。以下「法」という。)の施行に伴う政令、規則等の制定に当たり、その案を一般に公表し、意見を募集するもの。

2 期間

令和 8 年 3 月 13 日 (金) から同年 4 月 11 日 (土) まで (30 日間)

3 政令案の概要

- 題名を改め、「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行令」とする。
- 特定金属くず買受業を営む者が特定金属くずを買い受ける場合の本人確認について、その確認を免除する特例対象に、独立行政法人、外国政府等を規定する。
- 道公安委員会の権限に属する事務は、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行うものとする。

4 規則案の概要

- 特定金属くず買受業の開始、廃止及び変更の届出に係る届出事項、これらの届出に係る添付書類につき規定する。
- 特定金属くず買受業を営む者が特定金属くずを買い受ける場合の本人確認の方法等を規定するとともに、本人確認記録の記載事項を規定する。
- 特定金属くず買受業を営む者が特定金属くずを買い受ける場合に作成する取引記録の記載事項を規定する。

5 施行期日

法の施行の日 (令和 8 年 6 月 1 日 (予定))